当日の検討会で議論いただきたいポイント

- 議事(1)第13回条例検討会のまとめについて
 - 【資料 12】を使用します。
 - 【資料 12】については、第 13 回の検討内容を整理したものとして確認 いただき、ご意見いただきます。

● 議事(2) 前回の積み残し事項について

- ≪積み残し事項1≫助言・あっせんを市長が行うべきか、調整委員会が行うべきかについて、ご意見いただきます。前回いただいた意見に対する考え方をご説明させていただきます。※【資料13】を使用します。
- ≪積み残し事項2≫合理的配慮について、市民を義務化の対象に含める場合 の課題について説明いただきます。※【資料14】を使用します。
- ※ 弁護士会から提案のあった合理的配慮の発生要件については、議事(3) 条例(たたき案)の第2条第6号の部分でご意見いただきます。

■ 議事(3) 条例(たたき案)について

- 【資料 15】を使用します。
- 【資料 15】については、第 11 回から第 13 回までのご意見を反映させた 条例(たたき案・意見反映後)と、中間とりまとめ、意見等(意見交換会 で出された意見と第 11 回から第 13 回までの意見)、再検討(案)の対照 表となっています。なお、再検討(案)についても、第 11 回から第 13 回 までのご意見を反映させています。
- 条例(たたき案・意見反映後)や、意見交換会で出された中間とりまとめに対する意見、その意見に対する再検討(案)について、ご確認いただき、ご意見いただきます。
- 前回積み残しとなった合理的配慮の発生要件(「求め」を「現に存し」に変えるべき)については、条例(たたき案・意見反映後)の第2条第6号の部分でご議論いただきます。※【資料16】を使用します。